

279

昭和三十四年八月

ナイロンザイル事件に終止符をうつにさいしての声明

岩綾

会

本文

161 これまでの間、それを通じて、我々は心に丁寧な言葉で話すが、
結局、公開質問の方法によつて、何事かにおきり、ウソをいいかせ事件に終止符を打つた

遭難防止は、山へ登るもののみとしく望む所で

ただきました。

あります。また私達の社会を少しでも幸福にしたいということも、私達の願いであります。しかしながら社会の出来事の中には、そのまま放置しておいたのではそれが前例となつてそれらに重大な悪影響をもたらすものがあります。こういうものに対しても、その事件を追求し、悪影響を及ぼさないような解決へ以下これを正しい解決と呼びます（）にまで持つて行くことが必要であると思ひます。

「ナイロンザイル事件」はまさにそういう性格の事件であると考え、私達は、この事件の直接関係者として、このような解決を求めて過去四年半努力してきました。

その間、新聞、ラジオ、雑誌、学者グループの要望書、山岳団体の声明等でしばしば取り上げられ、それに井上靖氏の小説「冰壁」のモデルとなり、多くの人々に知られ、多方面から正しい解決のためあくまで努力を続けるようとにご激励をい

しかし今回、多数の学識経験者のご意見をいただき、その結果、左記の解決をもつて正しい解決に到達したと考え、これをもつてこの事件の追求に終止符を打つことにした次第であります。

社会の秩序と幸福を願う人々にとつては、こういう解決の方法ではご不満の点もおありかと存じますが、事情ご質察いただきまして、なにとぞご寛容いただきますよう伏してお願ひ申し上げます。なお、これまでいろいろとご指導、ご鞭撻いただいた方々のご厚情に対し衷心から厚くお礼申し上げる次第であります。

記

(1) まず、私達は誰のどの行為を問題にしているかという点を記します。それは昭和三十一年六月

発行しました「ナイロンザイル事件」なる印刷物の冒頭宣言にかげましたように、大阪大学教授であり、当時日本山岳会関西支部長であり、登山

用具の權威者である篠田軍治氏が昭和三十年四月二十九日愛知県蒲郡市東京製鋼株式会社内において、新聞記者、登山家多数の面前でザイルの性能に関する公開実験をなされました。そのときの篠田教授のご行為を私達は問題にしているのであります。

それは昭和三十年一月二日北アルプス前穂高岳で登山者が遭難死し、その死因について同行者の報告の真偽をめぐり同行者に重大な醜行容疑がかけられましたが、その死因鑑定の立場にある篠田教授は、公開実験前の予備実験によつて、同行者の報告は正しくその容疑は無実であることを確認せられましたが、公開実験ではその容疑が事実であるとする特殊の実験を行なわれました。

また日本山岳会関西支部長という立場上、登山者の危険防止を十分考えられなくてはならないのに、公開実験前の実験によつてナイロンザイルに従来知られていない重大な欠点を熟知せられながら、その欠点が全くないことを示す実験のみを行なわれました。(注1)

(a) 次に篠田氏のかかるご行為が前例となつて、今後社会の秩序をみだす危険性があるという点について述べます。

私達は篠田氏のご行為は、例えば「乳幼児の死因は、ミルクに致死量の砒素が入つていたためだ」ということを実験で確認した最高權威の教授が、ミルクには砒素が入つていなかつたと発表した」ということとまつたく同じことであると考えます。

篠田氏のご行為は遭難現場にいた同行者に死因についての無実の容疑をかけるという不當な人権侵害をなし、かつ一般登山者の生命を危険にさらした反面、ザイルメーカーは死因について当局並びに遺族の追求をのがれ、かつ、もともと良心的なメーカーであつたという信用を確保する点で莫大な利益を得たのであります。

従つてもし、著名な学者である篠田氏のこのご

行為がそのまま容認されるようならば、今後メーカーの過失にもとづく人命喪失が発生しました場合、メーカーは今回の事件をよい前例として学者に依頼し、事実をまげて自己の方を不当に有利にし、一方、無実の者に罪をなすりつけたり、大衆の生命を危険にさらすという人権の不当侵害があつぐことが容易に想像され社会秩序がみだれると考えられるのであります。

更に大切なことはこの文明の発達した複雑な社会で、お互の生命が維持されていくのは、おたがいの生命を尊重し合い、とくに生命にかかる品物を取り扱う人々は、危険防止のための万全の注意をすることが絶対に必要なのであります。が国民の指導者である著名大学教授のこのような行為は「危険防止のための万全の注意」の強調を空虚なものとすることはもとより誇大宣伝が他人の生命を無視してまで行われること(実質的殺人と何らかわりありません)に足場を与えるなど、まこと

に影響は大きいと考えます。

(b)さて篠田教授のご行為による将来への影響をのぞくにはどういう状態にすればよろしいか、またそれに向つて私達はどういう努力したかといふ点について記します。

この事件でさらに悪いことには、篠田氏はこういうことは別に悪いことではないと説明しておられ(注2)一部学者の間にもそういう見解を取る人々があるということであります。(注3)もちろん他方ではそれではいけないとする人々があり、(注4・注5・注6)現にこの相反する二つの見解が対立しているわけですが、私達は社会の将来にとつてこれはまことに重大だと思いまし

出来ないと考えました。

今後の影響をのぞくには何としても篠田氏に「自分の行為は悪かつた」と遺憾の意を表わしていただかずか、少くとも「そういう行為は拙い」ということを客観的に確立しなければならないと考えました。

そこで私達はその点、直接篠田氏にお願いすることもとより、篠田氏のご行為を今後の影響上拙いと考えられた朝日新聞専務信夫韓一郎氏（三十二年六月）や大阪大学学生部長森河敏夫氏（三十三年八月）からも篠田氏にその点をお願いしていただきましたが、篠田氏は主張をまげられず、もはやこれを遂行するには篠田氏のご行為によつて少くとも相当嘲諷死にまさる不当な迷惑をうけた私達から「遺憾の意を表していただく」という点で民事訴訟によつて争う以外に手段はないようと思われ、事実その決心をしたこともありました（が時効は催告によつて現在なお続いています）

らかである。四月二十九日の公開実験は、船舶、飛行機に関する実験であつて、ザイルとは無関係である」というものでありました。

つまり、篠田氏は、従来の主張を急に変えられたわけであります。従来篠田氏は、既述しましたように、私達の申し上げている事実を全部認め、しかもそれは別に悪いことではないという主張で、ありましたが、今回はじめて「そういう事実はない」といわれたのであります。

何故、従来の主張を変えられたのでしょうか。もし、そういうことが悉くないと真実考へていらざるのならば、従来通り、「悪いとは思わない」

といわれてもよいはずでありますのに、その主張を急に変えられたのは、「従来の主張では押しきれなくなつた。」つまり、「そういう行為は悪いことだ。」と氣付かれ、そのために今回、「そういう事実はない。」というように主張を変更されたと考える以外にありません。

現社会事情のもとでは、訴訟という方法は経済的にも困難の多い方法であつて、これによつて果して初期の目的が得られるかどうか確信は持ちにくいたが今回、つぎの方法によれば「そういう行為は拙い」ということを客観的に確立するとともに「篠田氏はそういう行為をなされた」という点も確立し得たと考えましたので、この方法を探ることにいたしました。同時にこれによつてこの事件に終止符を打とうと考えたわけであります。
(二) それはどういう方法かと申しますと、これまでの経過の中にすでに見いだされるものであります。つまり昨年十月と十一月に篠田教授に公開質問をさしあげ、これが新聞、ラジオに大きくとりあげられましたが、この反論が篠田氏からなされこれまた新聞、ラジオを通じて報ぜられましたがそれは、「ナイロンザイルに欠点があることは明瞭」といふ見解を変えられたということは、篠田氏ご自身、り認められたものと考へてよいと思います。
つまりこゝにおいて私達は篠田氏並びに同氏をめぐる一部の学者の従来からの主張はへとくに注るに記した日教授のご見解を含め誤りであつたということを客観的に確立し得たと考へるのであります。
眞実をまげ、他人の生命、名譽を不當におかしてまで、メーカーを有利にするという学者の行為は正しいものではないということが、實にこれだけの年月をへて、はじめて確立しえたということは感概無量であるとともに、これはひとえに私達を応援して下さつた實に多くの人々のお力添えの

たまものと喜びにたえないのです。

私達は今後かりに誰かが篠田氏の行為が正しかつたということで、まさかえてしまおうとします。でも、「これは十分想像されることですが」以上上の点でいいとめることは確かに出来ると信じ、これをもつて正しい解決をなしたと考えるのであります。

実際、水掛論のままで、「まさかえし」はくいとめられず、よいことか悪いことか分らなくされてしまった。今後ともメーカーと学者によつてこうしたことが、行なわれるに違ひありません。それが、「こういうわかりきつたウソをいわねばならなくなくなつてしまつた。」という結果で終つたといふことであれば、よもや、「篠田氏の行為は良心的だつた。」といふ点にまでまさかえされるはずはないと考えるのであります。(中部日本新聞)社内では、篠田氏のこの反論發表以来、誰一人として篠田氏を支持する人はいなくなつたといふこ

とであります。(E 記者の談)

(本)さて、こゝにおいて篠田氏にそういう行為があつたとすれば、それは悪いことだ、篠田氏としては反省すべきことだということがはつきりしたわけであります。次に問題点は、篠田氏にそういう行為があつたかなかつたかという点であります。著名学者がそういう行為をなされるということは、実際には重大だとは思いますが、篠田氏はこの点は今としては追求しようとしまないとどちらでもよいという気がします。この問題は篠田氏個人、あるいはそれを追求した私達との問題にすぎないのであつて、「そういうことが、善いことか悪いことか。」という前記の大衆の生命に直接かかるる善悪の判断の問題に比すれば、まるで甚少な問題であるからであります。

しかし、こゝまできた事件でありますから、この点についても少々述べさせていただきたいと存

じます。

四月二十九日の公開実験は篠田氏によれば、「ザイルと無関係な船舶、飛行機の実験」であり私達によれば、「ザイルに關係のある実験なのであります。」もとより、あの実験がザイルに關係あるものであつたといふことになれば、ザイルといふ生命にかゝわる品物の公開実験で、何故欠点を知りながら、しかも観衆はその欠点を知らないことを承知しつゝ、逆にその点をも長所とみせる実験を行つたかという質問に、篠田氏は答えられるはずではなく、篠田氏のご行為はまことに非良心的な行為だつたといふことになります。

一方あの実験がザイルに關係がないとすれば、私達はもとより朝日、毎日、中日、はじめ各新聞登山家がそのように感違ひしていたことになります。それならば、あの実験は篠田氏のいわれます。それに、「ザイル」とは無関係の実験だつたのでしょうか。あの実験では、「これは前橋高岳の

遭難のときにつかつたザイルと同種のナイロンザイルです。」といわれております。また、「この通りナイロンザイルを四十五度の岩角にかけておうむね人間の体重に等しい錘をおとした場合でも麻ザイルより強い。」ともいわれております。それにもつとはつきりしているのは篠田教授ご自身になる論文中に、東京製綱での実験は、ナイロンザイル切断原因究明のための実験の一部であると記されていました。そこで、また検察庁の調書でもその点は明らかに認められております。

要するに篠田氏のこの反論がウソであることは、篠田氏ご自身が一番よく知つていられることがあります。篠田氏にそういう拙い行為があつたことは、(イ)要するに、「その道に權威の大学教授が、ナ

イロンザイルが岩角で重大な欠点を持つことを、すでに承知しております。

がありませんね」と語りあつてゐる登山家、報道

関係者を目前に見ながら、その岩角で欠点をあらわさないという特殊の実験を黙つて続ける」という行為は、良心のカシヤクのためとうてい出来ない行為なのであります。

もしくは、その行為は、もしその行為をすれば、今回のようにこのわかりきつたウソを、大学教授であり教育者である自身が発表せざるを得なくななるという、そういう恐ろしい行為なのであります。

私達はこの点をはつきりと確立しえたと考えます。同時に、篠田氏も深く、反省していられるに違いないと確信するのであります。

(ト)さらにもう一つの点は、篠田氏にもし以上のことで反論されたいお氣持がおりならば、私達と公開の場で会つていただきたいということあります。私達は上記を証明する資料を持つて参上します。

なお、公開の場について、私達はとくに、大阪大

学工学部教授会の席を切望します。この問題は、単に篠田氏または一部工学部教授個々人の問題ではなく、国立大学教授のあり方に關する問題であり、生命に直接かかわる問題であり、もとより国民にとつて最大の関心事でありこのお願ひは決して筋違いではないと確信します。

この点につきまして工学部教授会のお力添えをいただきすれば幸甚と存じます。

しかしながら、それについて篠田氏は、従来でいうものには、会えない。こういう声明は、詭弁だ。」とでもいわれるでしょうが、従来からも多く、新聞、ラジオ、雑誌に掲載され、こういう篠田氏の名譽をキ損するようなことは、新聞、ラジオといえども高度の社会性と眞実性とがなくては、いえないものであります。また著名学者の要望書など多數出されていることから、一体、どちらがあるからであります。

もしもこのことが、先進国である西欧諸国で起きたとしましたならば、それは大変だろうと思ひます。詭弁なのは、どなたにも判つていただけると想ひます。

特定の個人に對してばかりでなく、大衆の生命を危険にするなどということは、まさこ人類の敵であるからであります。

もしもこのことが、先進国である西欧諸国で起きたとしましたならば、それは大変だろうと思ひます。

こういうことが正しいと考えられてはいる学者に猛反省をお願いするとともに、今後二度とこのような不詳事が起きぬようメークーも学者も十分自戒せられることを衷心からお願い申し上げます。

また、検察庁におかれましては、このような大衆の生命に大きな影響を及ぼす事件につきましては、多忙のため、調査が出来なかつたといわれたり、政治的な配慮をなされずに、すべての者に平等であらねばならない法が、無力な一般民衆に対しては、奇錯なく適用されますが、権力者（資本家を含む）に対しては政治的配慮なる「隠れみの」

います。もし、篠田氏が、公開の場に現われない限り、あるいはそういう措置に出られないかぎり（例えは、私起を名誉を損で訴えるとか・もちろん私達は、眞実性と社会性でもつて斗います。）私達は、「篠田氏の行為は拙かつた。」とここに声明するのであります。

(チ)私達はいうまでもなくいまとなつては、篠田氏個人に何等恨みも持つものではありません。（注8）ただ、以上の点を明らかにすることは、とくに現在の社会事情としましては、今後の社会にどうしても必要なことであると考えているだけであります。

今回はこのような生ぬるい解決でもつて終結しますが、実際、もしもこういう事件が今後とも起きるようなことがありましたならば、そのときこそは必ずや、大衆の怒りとなつて爆發すると確信します。

国家公務員たるしかも最高の教育者たる学者が、

のもとに、全く通用されないのでないかといふことを私達はこの事件を通じて殘念ながら確信させられたのであります。一適切な判斷をなされる

よう伏してお願ひ申し上げる次第であります。

考へてみますのに、百年以前までは、「斬り捨て御免」がいわゆる「おきて」として通用していました時代でありました。このような非民主的な制度も、これによつて利益をうける人々がある以上、すてゝおいてもそのまま自然に改善されてゆくといふことは決してありません。私達の社会を幸福にするには、やはり正義と眞実を求めてお互にたえず努力することが絶対に必要だと考へるのであります。現在の社会は昔にくらべればおおく人々の苦しい努力によつてたしかに改善されていきます。しかし、まだまだこのような恐ろしいことが起きる世の中であります。

ザイルは切れず、また落下距離を数倍高くしてみても切れず、ザイルを岩角で横にこすりつける実験でも切れなかつた。だから前穗高での事故がエツデ上の衝撃という想像は影がうすくなつた。またナイロンザイルは鋭い岩角にかかつたときには弱いのではないかといわれていたが、そういうときでも麻ザイルの数倍強いことが分つた」というものであります。しかしながらそれからほほ三年経過した三十三年四月三日、同じ篠井亘氏の筆で「ナイロンザイルは岩角では二十分の一」という見出しがなり六段ぬきで「篠田教授は三十年四月二十九日の公開実験以前にナイロンザイルの重大な欠点を示す実験を行つておられながら、今までその実験を公表されず、しかも公開実験では、前穗高岳の事故条件と同じといふ実験で切れない実験とか、四十五度の岩角を使っての実験で、ナイロンの八ミリは麻の十二ミリより強いという実験のみを行なわれた。もし篠田教授がナイロン

私達にとつてただただ無上の喜びとするところであります。

注 1

(1) 中部日本新聞社ではこの公開実験を參観するため笠井亘記者ほか二名が出席され、その実験の模様が三十年五月一日「強度は麻の数倍」という見出しで六段ぬきで報道されました。その大要は「北アルプス前穗高岳でザイルが切れ、三重大学京裏門では工費百万円を投じてザイルの衝撃落下試験装置をつくつたが、遺体搜索隊が極高に向つた」という四月二十九日篠田教授により多数の登山家、新聞記者列席のもとに大々的な実験が公開された。その装置は、身体の重さの鉛をウインチでまきあげ、四十五度、九十度の岩角の上の任意の位置から落すものである。この実験の結果前穗高岳で切断したザイルと同種のザイルを、四十五度の岩角にかけ、切断時と同一条件で落下させたが

ザイルのおどろくべき欠点を示す実験結果を発表していられたならば、危険防止について妥当な方法が考へられ、今回ナイロンザイルが切断墜死した神戸大学の二名も助かつていいたかも知れないと報道されました。

なお、同記者からわれわれに対し「ナイロンザイルについては篠田教授は『強い面』のみ公開実験し、重大な欠点である（特に山に於ける）弱い面の公開実験を行わないのはおかしい事です。その意味におきましても大いに追求して頂く事が小生個人としても、また岳界のためにも必要と思ひます」というお手紙（原文のまま）をいただいております。

なお、公開実験で、四十五度の岩角にかけたナイロンザイル八ミリが麻ザイル十二ミリより強いものであります。公開実験で、岩角が〇・五ミリないし二ミリという丸みがつけられてあつたためあります。（検察当局の調査）

ナイロンザイルが衝撃に強いという点については、登山界ではもともと周知であり、それが今回の遭難事故によつて問題となつたのは、岩角が穂高の岩のように鋭いときに丸くないときに、ナイロンザイルが果して欠点をもつものかどうかという点であります。つまり問題なのは遭難同行者のいうように、約九十度の岩角にかけたナイロンザイルが約五十粍ずれ落ちただけで切れるものかどうかという点であります。篠田教授はこの問題点をよくご承知であります（三十年二月九日大阪朝日新聞四階で日本山岳会関西支部によるナイロンザイル切断原因検討会が行なわれましたが、このときこの点が話題となり、篠田氏はこの会に支社長として出席しておられました）また篠田氏は、「岩角が穂高で普通にみられるよう手で押してみて痛い程度に鋭どかつたり、ギザギザがあつたりすれば、ナイロンザイルは麻ザイルに比して全く弱いということを公開実験前の実験で承知せられ

ました。しかるに公開実験では登山者の安全につて何の役にも立たない角の丸い岩を使って正反対の結果の出る実験を、しかも東京製鋼の工場長が「ナイロンザイルはこのとおり岩角でも欠点があります」と參觀者に説明されているのを聞かれます。また、なぜこういう岩角を使用されたかという点について、三十三年一月二十九日の大阪検察院から送付されました告知には、篠田氏は「鋭い岩角でナイロンザイルが欠点をもつことは明白だから、丸い岩角で実験した」といわれ、東京製鋼側では「岩角を丸くしないと、摩擦熱のために実験をくりかえすことが出来なくなる」また「連載中に欠けるといけないから」と記されてあります（ロ）これについて昭和三十三年十月二十一日の朝日新聞の記事の一部（原文のまま）を記します。これは、われわれが篠田氏に対し公開質問を出したましたがそれに關して報じられたものであります。

「篠田教授は滋賀での公開実験以前に、ナイロンザイルが岩角で重大な欠点を持つことを知りながら、そのことに繋れず遂に欠点を全く示さない実験を行つた。

(1) 同教授は三十年一月、岩絶会が須賀太郎名大工芸部教授の指導で行つた実験で、穂高の岩場で普通に見られるような棱角六十六・五度及び四十七度の角にザイルをかけた場合、事故の起きた同種のザイルに約七十キログラムの重りを加えると切れるという結果を正しいと認めながら、公開実験では、角四十五度でしかも二ミリの丸みのある岩角を使い、約五〇〇キログラムの重りを加えて、ことさらに強いという実験を見せた。

(2) 同教授自身も公開実験以前に東洋レーヨンで事故を起した同種のナイロンザイルを使い、傾角六十度の三角ヤスリでこすり、麻ザイルの二十分の一の強度しか示さないという驚くべき欠点のわかる実験を行つていた。しかし公開実験では、

ギザギザのない四十五度の岩角にナイロンザイルをこすりつける実験を行い、非常に強いという結果を示した。

このような実験は、長所、欠点ともよくわかるよう慎重に行うべきで、登山界の指導者として道徳を防ぐべき立場にある学者として疑わしい。このような問題がウヤムヤにされるならば、今后懸念メーカーが利益をうるために同様な実験を計画し、学者もこの前例を幸として受け入れることになり、生命が軽視されて人権侵害が跡を絶たない。なお、篠田教授の行なわれた問題のヤスリ実験（ナイロンが二十分の一の強さという）のことは一九五六年七月発行、日本山岳会会報（金坂一郎氏執筆）に記してあります。

注 2

大阪大学学生部長森河徹夫氏にはこの件で格別のお力添えをいただいておりますが、森河氏は「篠田教授はそういうことを悪いとは思つていられない

い」と非常に驚いて語られていました。また森河氏からいただいたお手紙の中でも「篠田氏とは考え方の基準が全く異つていて話にならない」とかかれてありました。

注 3

昭和三十三年四月、関西の著名大学の教授リ氏に、この件とは別の用件でお目にかかりましたがそのときまたまこの事件のことが話題にあがりました。それについてリ教授がいわれるには、「私は篠田教授のご行為をべつに悪いとは思わない。実は私にも四、五年前にそれによく似たことがありました。それは火災が起き、その原因について電気器具が不良であつたか、それとも家族が不注意であつたか、いうことで問題になり、私が電気専門ですから、当局から私にその鑑定を依頼されました。私は早速調べましたところ、火災の原因は、その電気器具が当然銅を使わなければいけないところを、鉄を使ってあつたため普通の取扱

かいをしてもその部分が過熱して火炎が起きたことがわかりました。ところがそれをそのまま発表しますとメークーの信用が落ち、メークーは非常に大きな損害をこうむることになるわけですが、そのメークーは大メークーですから、これは社会にとつても大きな損害ということになります。ところが「別に電気器具は悪くなかった」といえでは、それは家人の失火となつてその人には氣の毒ですがその人一人だけの被害であります。国家的にみてどちらをとるべきかといえばもちろんメークーを助けるべきです。私はこのように社会全體から判断して電気器具に異状はなかつたと発表しました。私のとつた方法は現在でも正しいと思っています。篠田教授のご行為はこれとよく似たケースで篠田教授がそうなされたのは正しいことだと思います」と語られました。

リ教授は本当にそう思つていられるようありました。

注 4

この事件に關し多くの人々からお手紙をいただいておりますが次に二、三をあげます。

(1) 某學者(原文のまま)

「わたくしは登山と無關係なのでお送りいただきたい資料を見て見当ちがいのようにおもいましたが読んでゆくうちに、だんだん重大な問題であることを感じました。井上靖の小説よりも事実そのものの方が力強く複雑で日本社会の内部を照らしだしています。日本の学者が会社に銅われているさまは如実に出ています。貴賤が屈せずがんばることを期待します。もし必要あれば微力ですが援助を惜しまないつもりです」

(2) 某署名登山家(多數著書あり)

この問題は山岳界の眞物と相成り居りこれが明朗な解決は一にかかるて尊台にあるものとの感を深くしました。今後共、御努力下さいまして明るな社会の建設を期されるよう、茲に貴会に対し満

の敬意を表わします。」

(3) 同じく

「ナイロンザイル事件がいまだ未解結あるいは、当局の鑑定が歪曲されたまま葬られるおそれのあることは、岳界のため黙過出来ないものがありますので仰くまで登山の正しい發展のため貴会を支援する立場をとります。」

(4) 著名評論家

「御送付下さいました諸文書を読み心ひかれました。この問題について無知であつたことを自ら責めました。この問題は徹底的に光明されねばなりません。それは単にこの事件の関係者の黑白のためだけでなく、今后も起りうるさまざまの同種類の問題のために必要です。(中略)もしその上に今日の日本では、あらゆる場合に発生することが想像出来るようなスキヤンダルが背景に存在したとすれば大変なことです。眞実はドルよりも弱いかのような今日の日本で、眞実をつらぬくことは

大変な努力と困難を伴いますがもし御主張のよう
な不明朗な形で事態がウヤムヤにされているのな
ら、あくまでもその究明のために奮斗して下さる
よう希望致します。それは単に関係者個々人や貴
会の名誉のためだけでなく、現社会の病根の一つ
にメスを入れることですから。

(5) 日本山岳会某理事

篠田教授のご行為はまつたく驚くほもありませ
ん、いやそれどころか現在ナイロンザイルのこの
明らかな欠点すら、ふたたびばかされてしまおう
としております。このためにも努力を継けられる
よう期待します。

注 5

学者グループの要望書を記します。
拜啓　陽春の候貴職には益々御健勝にわたらせら
れ大賀至極と存じます。

さて私達は、昭和三十一年六月二十二日名古屋地
檢に提出され、目下貴職の御審査になる告訴人石

原國利氏、被告訴人篠田軍治氏にかかる名譽毀損
罪の訴に大きな関心をもつものであります。
そもそも、事故が防止され大衆の生命が守られる
ためには、衆知の「生命に關する品物を取扱う人
々には、危險防止のための万善の注意義務が課せ
られている」という点がますます強調される以外
にはありませんが、他方、それを取扱う人々特に
業者にとつては、面倒な製品検査とか欠点がある
場合には、それを明らかにするなどの必要がおこ
り利潤に影響しますので、一部業者の中にはこの
義務の輕視という憂うべき傾向があることも否定
出来ません。

私達が関心をもつ上記の告訴には、「当然この義
務を強調且つ実践すべき國民の指導的立場にある
学者が、それを無視して社會に危險な状態をつく
つた」という点に対する追求が本質的に含まれる
ものと考えます。

本事件が社會的な問題として高まりつつあるとき、

もしもこの正しい解決が社會に明らかにされず、
ウヤムヤに葬られたならば、この義務輕視といふ
一部の傾向に足場を与える、この義務強調への努力
が響きのうすいものとなり、ひいては、大衆の生
命が守られるべき根本の道徳がくずれていくこと
が予想され、寒心にたえないところと考えます。
貴職におさせられては、本件を充分に調査してい
ただき、妥当な結果に導かれることを衷心からお
願い申し上げる次第であります。

敬具

昭和三十一年四月十五日

名古屋大学法學部長　信夫清三郎(印)
名古屋大学教授　須賀太郎(印)
名古屋大学山岳会会长　小川太郎(印)
名古屋大学教授　藤村次郎(印)
三重大学教授　他　十七氏署名捺印

注 6

昭和三十一年十一月十一日発表された三重県山
岳連盟の声明を記します。これはその一部が十一
月二十三日の朝日新聞に報道され、また奈良県吉
野市で行われた全連盟評議會に緊急動議として提
出され、全連盟としてこの問題をとりあげること
を可決しました。

時、日本山岳会関西支部長であられた篠田軍治氏に対する岩後会石原國利氏の告訴事件は巣山界にとつても、社会にとつても誠に遺憾な事件であった。今後再びこのようなことが起きたくないよう原因が追求され、反省されるべきところには反省がなされなくてはならない。我々はそういつた意味でこれらをつぶさに調査してきたのであるがここにはからずも後に示す九項目の質問をぶつかつたのである。

これらの疑問が關係者によつてどのように解答されるかは知らないが、おそらく以下示す二つの誠に重大な疑惑につながつてゆくものと確信する。

(1) 生命に関する品物に関する——(メーカー)に向けられたものであり、ここでは省略します。

(2) これらの疑点が示すものは誠に殘念なことであるが、学者が学者としての立場を忘れ、眞実をおかし、人命尊重の精神を犠牲にしてまでも、メーカーを不當に有利にしようとしているという結

論に、みちびかれていかざるをえないところのものである。もとよりかかる行為は社会の最大の不一の絶対性、客觀性をもつものとみなされている学者が、もしも不正に利用されるときは、もはやこの不正を追求する方法はなく、不正は横行し、社会は蠱惑すべき状態となるにちがいないからである。

要するに上記二つの疑惑は大衆を生命の不安につて厳に批判され、關係者において今後再びかることがないよう充分な反省がなされる以外に道はないと考える。我々は次にこの疑惑の根拠となつた九項目の質問を提出する。

篠田軍治氏に対する六項目の質問

東洋レーヨン株式会社に対する一項目の質問

東京製綿株式会社に対する一項目の質問

新保正樹氏に対する一項目の質問

質問の内容については省略します。

なお、これについて東京製綿社長三木氏は全岳連並びに三重県山岳連盟の代表に対して非を全面的にみどる深甚なる諒諭の意を表せられました。

(金岳連報告第五号)

注7

学者であり教育者である篠田教授の不可解なご

行為の結果として私達は不當にもたえられぬ日々を送ることになつたのであります。当然その責任は追求可能でなくてはなりません。それには名

譽毀損罪(刑法二百三十条)があり、それについての判例は次のようなものがあります。ハ一般登山者の生命を危険にさらすことになつた罪はもと

よりであります。がここでは省略します。

(1) 演説の全趣旨及び当時の風説その他の事情によりつて一般聴衆をして何人がいかなる醜行をなし

- (4) 通常人として当然払うべき注意を怠るならば不法行為が成立する。
- (5) 故意の責任は、——社会がその行為者に対し

その行為に出でざりしことを期待し得べき場合であつたに拘らずその行為を取てしたことを責むるをもつてその精神となす。

注 8

篠田教授の公開実験後、私達は、周囲の白眼視の中に（私達の家族を含め）たえられぬ日々を送り、あまりにもひどいメカニカルと篠田氏の仕打ちにただただ憤怒したのであります。その後多くの人々のご支援と私達の努力により現在では私達に向けられた不当な疑惑はまつたく解消したと考えられるのであります。つまり、各新聞、週刊朝日、文芸春秋をはじめ、すべての山岳雑誌が報道していますように、私達は遭難現場の岩角を確認し（奇縁的な事実がありました）、岩と雪（））の岩角を石膏にとつて実験し、かつ遺体に結ばれていたザイルの切れ口の特殊の形状（階段状）は岩角による切斷であることを理論的にも実験的にも証明し、その結果、同行者の報告が正しかつたこ

とを立証したのであります（切れたザイル、石膏、突端の模様をはじめこの事件に關する資料は、昨年末以来、長野県大町市立山岳博物館に陳列されてあります）。

平成三年の現時点での感想、本文に記したようにその後ナイロンサインの完全神話により、私たちはやたらと無実の経験に苦しむことになつた。それは52年の營業によって解消したが、今回の落書の改善によって三度、白紙にもどつた